

市内各公園砂場殺菌業務仕様書

第1章 総 則

1. 適 用

(1) 本業務仕様書は、豊中市環境部公園みどり推進課が発注する「市内各公園砂場殺菌業務」(以下「業務」という。)に適用し、本業務に係る業務委託請負契約書及び設計図書の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(2) 業務に先立ち、設計図書及び本業務仕様書(以下、設計書等という。)の内容を熟知し、現場状況を十分に理解し、不明な点があれば担当職員に確認するものとする。

2. 目 的

本業務は、市が指定した公園の砂場(以下「砂場」という。)の砂を指定した方法により適切に殺菌処理することにより、砂場における犬、猫などの糞、し尿等による大腸菌等の繁殖を抑制し、より安全で衛生的な砂場の維持管理を図ることを目的とする。

3. 契約期間と作業回数

契約期間：契約締結日から令和8年(2026年)12月31日まで

作業回数：前期1回(6月上旬頃～)後期1回(10月上旬頃～)実施日は担当職員と協議の上、決定するものとする。

作業時間：原則として土・日・祝祭日を除く日の午前9時00分から午後5時00分までとする
これ以外の日時に作業を行う場合は、担当職員に事前に報告し、承諾を受けるものとする。

4. 諸法令の遵守

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任で行わなければならない。

5. 受注者は業務中の事故及び苦情等が生じた場合、速やかに担当職員に報告し、その指示に従うものとする。

6. 周 知

業務車輛などの不要なアイドリングは慎むとともに、現場から場外へ工事車両が出る際には、出入口においてタイヤ洗浄によるタイヤの付着物を除去した後に場外に出る等、十分な配慮を行うこと。

受注者は、生活環境や公衆衛生またはその他の問題が生じた場合、自らの責任において速やかに解決すること。また、公園利用者及び周辺住民等への作業の周知に関しては担当職員と協議の上実施し、住民から要望、苦情等があった場合は速やかに担当職員に報告し、その指示に従うものとする。

7. 協 議

業務に関しては、担当職員と十分に協議の上実施し、誠意をもって作業にあたること。なお作業箇所等において疑義が生じた場合、また仕様書等に明記していない事項で、業務完了上必要と判断した場合は、速やかに担当職員と協議すること。

8. 損傷部の補修

清掃及び点検に際しては、周辺の施設や設備等に損傷しないよう十分に注意すること。

9. 不当介入に対する報告・届出等について

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領」

(平成24年2月1日制定)」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

(2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

(3) 受注者は、第三者に委託した場合、その者が暴力団員等から不当介入を受けた際には、速

やかに報告・届出を行うよう当該第三者に指導しなければならない。

(4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

10. 一括再委託の禁止

本業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせないこと。

なお、「主たる部分」とは、本業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

11. 人権啓発研修

受注者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に書面により報告しなければならない。

第2章 安全管理

(1) 安全対策

公園内で作業や移動を行う際は、現場条件に応じて標識や防護柵など必要な災害事故防止の措置を講ずるとともに、利用者への安全対策を講ずること。

作業中の安全はもとより、作業に係る車両などの移動の際も、関係法令に従い安全の確保に努めること。また、受注者は、作業及び移動の際の安全に関する指導を実施し、作業員及び他者の事故防止に努めること。

(2) 清掃・殺菌作業現場の管理及び事故の責任

受託者は、清掃・殺菌作業時に責任者を現場に常駐させ、本市職員と常時連絡を保ち、慎重に業務を行うとともに、清掃・殺菌作業現場の管理を各関係法規に従い行うこと。清掃・殺菌作業時に事故のあったときには、所要の措置を取るとともに、事故発生の原因及び経過・被害の内容について、速やかに本市職員に報告すること。ただし、作業員及び第三者と受託者間の事故に対し、本市は責任を負わないものとする。

第3章 業務の内容

1. 業務内容

- ① 深さ30cm以上の砂をふるいにかけて、糞、雑草、石類、及び空き缶等のゴミを除去する。
除去した糞、ゴミ等の処分は受託者が適切に行うものとする。
- ② 殺菌方法は、蒸気による高温殺菌、オゾン水散布による殺菌、焼砂による殺菌の何れかの方法とする。
- ③ 各殺菌方法とも、それぞれの方法の作業管理に必要な温度管理や濃度管理などを必ず行い写真撮影を行う、併せて除去したゴミ等の写真も撮影すること。
- ④ 前期・後期の各砂場殺菌業務終了後に提出する砂場殺菌業務報告書には、砂場の殺菌業務を行った際の注意すべきポイント等 （糞尿などの状況、砂場の砂の量、破損箇所等の有無、安全に砂場を利用できる状況であるかどうか）も詳細に報告すること。
- ⑤ 報告書等の詳細内容に付いては、担当職員と十分に協議を行い、提出すること。

2. 業務実施箇所

業務実施箇所（別紙1・2参照）延べ85公園 86箇所 1,806㎡

なお、利用者の要望により別紙に挙げている箇所を同等の面積を有する箇所と差し替える場合もあるため、担当職員の指示に従うものとする。

3. 安全管理

作業実施の際は、作業区域内に一般者が進入しないよう立入防止の措置を講じると共に、必ず作業中看板を設置するものとする。

4. その他

- ① 本業務を行うにあたり、業務責任者を定め、担当職員と常に連絡調整ができるよう、体制を整えること。
- ② 作業の有無及び施行箇所の報告は、担当職員にメールや電話及びファックスにて毎朝行うものとする。
- ③ 雨天及び雨天後は、基本的に作業を中止すること。

第 4 章 提出書類

提出書類一覧

	書類名称	提出部数	提出時期	備 考
1	業務委託契約書	2	契約時	
2	業務計画書	2	契約後 1 4 日以内	
3	計画工程表	2	契約後 1 4 日以内	
4	業務報告書	1	検査前	
5	作業写真帳	1	検査前	
6	業務着手届	1	締結後速やかに	
7	業務責任者届	1	契約後 1 4 日以内	業務計画書に含め提出
8	労災保険成立証明願	1	契約後 1 4 日以内	業務計画書に含め提出
9	再委託承諾申出書	2	再委託を行う時	申出用・承諾用提出 1 部（承諾用）返却
10	業務完了届	1	検査合格後	
11	請求書	1	検査合格後	